



八代市



坂本村



千丁町



鏡町

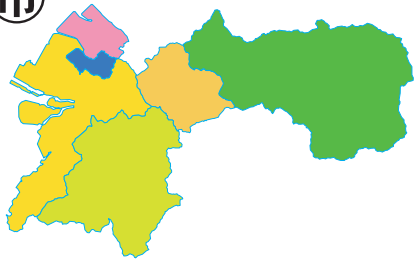


東陽村



泉村

市



八代地域市町村

合併協議会だより

発行者：八代地域市町村合併協議会会長 中島隆利
編集：八代地域市町村合併協議会事務局

平成17年6月1日 第31号

「^{みの}実りのくに」づくり

八代地域の山から海までの多様な自然の恩恵と、先人の英知により築き上げられた農林水産業の技により授かる恵みを受けて、豊かさを実感できる新市を目指します。

1. 多様で豊かな自然を守り育む
2. 自然と共生する暮らしの実現
3. 豊かな実りの享受



「^よ拠りのくに」づくり

従来からの産業の集積と広域交通の拠点性を背景に、九州新幹線の開通を大きなきっかけとしてさらなる拠点性の充実を図り、南九州の活力を牽引する新市を目指します。

1. 拠点到ふさわしい工業
2. 拠点到ふさわしい商業
3. 拠点の魅力を高める観光
4. 拠点を支える基盤



● 新「八代市」の将来像 “恵まれた資源を活かして発展する豊かなまち” ●

新市では、新市づくりを4つの「くにづくり」に例え、目指していきます。

今回は、八代地域全体が一つになって発揮される「豊かな実り」と「高い拠点性」によって、力強い自治体として発展することが可能となる、2つの「くにづくり」のご紹介です。

◎^{みの}「実りのくに」・^よ「拠りのくに」づくり

- ◎多様で豊かな風土と、そこで築き上げられた文化を磨き上げ、新市住民で共有していけるまちにしていきます。
- ◎交通の要所としての立地条件を活かし、九州新幹線の開通や国際物流拠点港湾として八代港の機能強化等により、県南、さらには南九州の拠点都市としての躍進を図って行きます。
- ◎以上の2つの固有性を高めるまちづくりとして、「実りのくに」と「拠りのくに」の2つの将来像を掲げます。

八代地域6市町村の人口

男	65,461人 (-389人)
女	74,124人 (-270人)
合計	139,585人 (-659人)
世帯数	49,789戸 (-75戸)

平成17年3月末の住民基本台帳(概算値)
()は前月比

★今回は、協議会で確認された「合併協定項目：47項目」について一覧表をご紹介します。

合併協定項目確認一覧表

番号	合併協定項目	状 況	主な内容
1	合併の方式	第16回 確 認	合併の方式は、八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村を廃止し、その区域をもって新市を設置する新設(対等)合併とする。
2	合併の期日	第16回 確 認	合併の期日は、平成17年8月1日とする。
3	新市の名称	第16回 確 認	やつしろ 新市の名称は、『八代市』とする。
4	新市の事務所の位置	第16回 確 認	(1) 新市の事務所の位置は、当分の間、八代市松江城町1番25号(現八代市役所)とする。 (2) 庁舎の方式は、現八代市役所を本庁とする本庁方式とし、現在の坂本村、千丁町、鏡町、東陽村及び泉村のそれぞれの役場の位置に支所を置くものとする。 なお、支所の名称や組織機構については、合併までに調整する。 (3) 新庁舎の建設については、新市において検討する。なお、その建設候補地の選定に当たっては、現在の八代市役所、千丁町役場及び八代インターチェンジの3か所を頂点とする三角形のエリアを目安として新市において検討する。(付帯意見あり:協議会だより第8号をご覧ください)
5	財産及び債務の取扱い	第20回 確 認	(1) 公有財産については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (2) 物品については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (3) 債権については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (4) 基金については、平成14年度標準財政規模額の20%以上を持ち寄る。 また、土地開発基金については、同様の算出により3%以上を持ち寄る。 (5) 債務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (6) 泉村の久連子財産区有財産及び椎原財産区有財産については、それぞれの財産区有財産として、現行のとおり新市に引き継ぐ。
6	新市建設計画について	第41回 確 認	市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項及び第2項に基づく新市建設計画については、別添の「新市建設計画」に定めるとおりとする。(付帯意見:県道中津道八代線車両通行不能区間の整備促進について)
7	議会議員の定数及び任期の取扱い	第22回 確 認	新市における議会議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項(定数に関する特例)及び第7条第1項(在任に関する特例)の規定を適用せず、地方自治法第91条第7項の規定により定める議会議員の定数は34人とする。なお、公職選挙法第15条第6項に基づく選挙区は設置しないものとする。
8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	第29回 確 認	(1) 新市に1つの農業委員会を置く。 (2) 合併前に選挙による委員であった者の内30人は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き、新市の選挙による農業委員会の委員として在任する。 (3) 特例期間終了後の農業委員会の選挙による委員の定数は、農業委員会等に関する法律第7条第1項及び同法施行令第2条の2の規定を適用し、30人とする。また、農業委員会等に関する法律第10条の2及び同法施行、令第5条の規定を適用し、7選挙区を設ける。 (4) 選挙区域及び選挙区ごとの委員の定数は、別紙のとおりとする。 (別紙・付帯意見あり:協議会だより第26号をご覧ください)
9	一般職の職員の身分の取扱い	第18回 確 認	(1) 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条第1項の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐ。 (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努める。 (3) 職員の職名及び職階については、人事管理及び処遇の観点から調整し、合併時に統一する。 (4) 職員の給与については、職員の処遇及び給与適正化の観点から新市において調整し、統一を図る。なお、現職員については、現給を保障し、合併後速やかに合理的な格差是正を行う。
10	地方税の取扱い	第33回 確 認	(1) 個人市民税の税率は、現行のとおりとする。 (2) 法人市民税の税率は、平成17年8月から標準税率に1.2を乗じた制限税率とする。 (3) 固定資産税の税率は、1.6%とする。ただし、平成17年度から平成19年度までは1.4%とし、平成20年度から平成21年度までを1.5%とする。なお、社会経済情勢によっては、1.5%から1.6%に引き上げる時期が前後することもあり得る。 (4) 軽自動車税の税率は、現行のとおりとする。 (5) 市たばこ税は、現行のとおりとする。 (6) 特別土地保有税は、現行のとおりとする。ただし、免税点は地方税法第595条第2号の規定により5,000mとする。 (7) 入湯税は、平成17年8月から八代市の例とする。

■ 合併協定項目確認一覧表 ■

番号	合併協定項目	状 況	主 な 内 容
10	地方税の取扱い	第33回 確 認	(8) 釧産税は、八代市の例とする。 (9) 個人市民税、固定資産税及び軽自動車税の納期は、平成17年4月から八代市の例とする。
11	地域審議会の設置について（抜粋）	第31回 確 認	(1) 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく地域審議会については、新市において設置する。 (2) 地域審議会に関する組織及び運営等については、次のとおり定めるものとする。 1 設置 市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会(以下、「審議会」という。)を、合併前の八代市、八代郡坂本村、同郡千丁町、同郡鏡町、同郡東陽村及び同郡泉村の6市町村の区域ごとに設置する。 2 設置期間 審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。 3 所掌事務 (1) 審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。 ①新市建設計画の変更に関する事項 ②新市建設計画の進捗状況に関する事項 ③新市の基本構想の作成及び変更に関する事項 ④地域振興のための基金の活用に関する事項 ⑤その他、市長が必要と認める事項 (2) 審議会は、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。なお、市長は審議会から出された意見については、できるだけ尊重するものとする。 ①新市建設計画の執行状況に関する事項 ②住民自治に関する事項 ③情報提供に関する事項 ④その他、審議会が必要と認める事項 4 組織 (1) 審議会は、委員25名以内をもって組織する。 (2) 委員は、設置区域に住所を有する者で、次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。 ①住民自治代表 ②農林水産業団体、商工団体に属する者 ③青年・女性・高齢者の団体に属する者 ④教育に関係する者 ⑤社会福祉に関係する者 ⑥消防・防災に関係する者 ⑦ボランティア活動に関係する者 ⑧学識経験を有する者 ⑨その他、市長が認める者 (3) 審議会は、必要に応じて下部組織を置くことができ、その所掌事務については、別に定める。
12	特別職等の身分の取扱い	第16回 確 認	(1) 特別職等の身分の取扱いについては、次のとおりとする。 ① 市長等の常勤の特別職及び議会、行政委員会等の非常勤の特別職の身分の取扱いについては、法令に特別の定めのある場合は、その規定による。 なお、規定のない場合は、市町村長が別に協議して定めるものとする。 ② 法令に基づき設置された審議会・委員会等の附属機関については、新市の委員等の構成、定数、任期など必要な見直しを行い、統合したうえで引き続き設置するものとする。 ③ 条例、規則等を根拠としてすべての市町村に設置されており、新市において引き続き設置する必要のあるものについては、同様の見直しを行ったうえで統合し、その他のものについては、統廃合等の必要な見直しを行いながら合併までに調整する。 (2) 特別職等の報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例を基に合併までに調整する。
13	行政区・行政連絡機構の取扱い	第27回 確 認	(1) 行政区については、現行を基本として新市に引き継ぎ、新市において再編等について検討するものとする。 (2) 行政区の名称で重複するものについては、原則として行政区の名称の前に合併前の市町村名を冠するものとする。 (3) 市政協力員、区長及び嘱託員については、その名称及び職務内容等は、現行のとおりに新市に引継ぎ、合併後統一を図るものとする。
14	町・字の区域及び名称の取扱い	第17回 確 認	(1) 町・字の区域については、原則として従前のとおりとする。 (2) 名称の表示については、大字の字句を削除することとし、新市の名称に続く町名・大字名については、合併までに調整する。 (3) 新市の住所の表示については、番地と数値の間の「の」を表記しないものとする。 なお、変更時期は合併の際の新市名称変更時とする。
15	広報広聴関係事業の取扱い	第20回 確 認	広報広聴事業については、行政情報を積極的に発信していくとともに、合併後拡大する行政区域に住民の声を反映させるシステムを充実させ、新しいまちづくりへの意見や不安に対応できる体制を整えるために、次のとおり取扱うものとする。 (1) 広報誌については、次のとおりとする。 ① 広報誌は、月2回発行し、発行日は1日及び15日とする。 ② 配布方法は、現行のとおりに自治会等を通じて行うものとする。 ③ 市外への配布については、新市を広くアピールする観点から積極的に実施するよう努める。

■ 合併協定項目確認一覧表 ■

番号	合併協定項目	状況	主な内容
15	広報広聴関係事業の取扱い	第20回 確認	<p>(2) 広聴に関すること 市長への手紙及びEメールの受付は継続するものとする。座談会等については、新市において調整し、住民の意見を聴取しながら市政に反映できるよう努める。</p> <p>(3) その他広報に関することについては、次のとおりとする。</p> <p>① ホームページについては、新市において新たに開設する。</p> <p>② マスコミによる情報発信については、新市においても積極的に活用して行政情報を提供するものとする。</p> <p>③ その他の広報業務については、新市においても引き続き実施し、自治会等や防災行政無線、ケーブルテレビ等を活用し、行政情報の提供に努めるものとする。</p>
16	情報公開及び個人情報保護の取扱い	第16回 確認	<p>(1) 市政に関する市民の知る権利を尊重し、市政の諸活動を市民に説明する市の責務が全うされるよう、新市においても引き続き、情報の積極的な提供を行い、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加を推進するとともに、開かれた市政の推進に資するものとする。</p> <p>① 実施機関の管理する公文書の開示請求に当たっては、請求権者の限定を行わないものとする。</p> <p>② 開示請求の対象となる公文書については、合併前の市町村が定めた条例による適用範囲とするが、適用日前の情報公開については、努力条項を設けるものとする。</p> <p>(2) 個人情報保護の取扱いについては、個人情報に係る実施機関、事業者及び市民の適正な取扱いを確保するための基本的事項を合併時に定めるものとする。</p>
17	電算システムの取扱い	第16回 確認	<p>電算システムの取扱いについては、住民サービスの低下を招かないように、合併時に電算システムを統一するとともに、公共施設を結んだネットワークを構築する。</p> <p>(1) 電算システムの統合に当たっては、「電算システム統一の基本設計」に基づき整備するものとする。</p> <p>(2) 地域イントラネット基盤施設整備事業を活用し、光ファイバーによるネットワークを構築する。</p>
18	条例、規則等の取扱い	第16回 確認	<p>(1) 6市町村が制定している条例、規則等について、同一又は1団体のみが制定しているものについては、原則として現行のとおりとする。</p> <p>(2) 類似、相違又は数団体に制定されているものについては、いずれかを基本に調整統一するものとする。</p> <p>(3) 前記のほか、条例、規則等の制定に当たっては、「八代地域市町村合併に伴う条例、規則等の整備方針」に基づき、整備するものとする。</p>
19	事務機構及び組織の取扱い	第17回 確認	<p>(1) 新市の事務機構及び組織の取扱いについては、次の事項を基本として合併までに調整する。ただし、合併後の新市においても、この方針に基づき、常にその組織及び運営を見直し、効率化及び適正化を図るものとする。</p> <p>① 市民が利用しやすくわかりやすいこと。 ② 市民の声を適正に反映できること。</p> <p>③ 簡素で効率的であること。 ④ 指揮命令系統が明確で責任の所在が明らかであること。</p> <p>⑤ 新市建設計画を円滑に遂行できること。 ⑥ 新たな行政需要(課題)に迅速かつ的確に対応できること。 ⑦ 地方分権に柔軟に対応できること。</p> <p>(2) 合併時の支所の組織については、市民サービスの低下を来すことのないよう十分に配慮するものとする。</p> <p>(3) 附属機関については、原則として統一するものとするが、市町村独自の附属機関については、実態を考慮し、必要に応じて合併までに整備を行う。</p>
20	一部事務組合の取扱い	第23回 確認 第26回 確認	<p>(1) 八代広域行政事務組合、八代郡生活環境事務組合、宮原町及び八代市中学校組合については、それぞれ規約を変更し、合併の日をもって新市と他の構成町が組織する一部事務組合とする。なお、合併後、行財政改革推進の観点から、それぞれの一部事務組合の業務内容、組織機構等を含め、そのあり方について構成町と協議を行うものとする。</p> <p>(2) 八代市及び千丁町排水処理組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務は新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 熊本県市町村総合事務組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、合併の日に当該組合に加入するものとする。ただし、当該組合の事務のうち、次の事務については、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>① 地方自治法第204条第2項の規定による常勤職員に対する退職手当に関する事務</p> <p>② 地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上の災害又は通勤による災害の補償に関する事務</p> <p>③ 消防団員等の公務災害補償及び退職報償金の支給並びに消防賞じゅつ金の支給に関する事務 ④ 住民の交通災害共済に関する事務</p> <p>(4) 坂本村、千丁町、鏡町、東陽村及び泉村が熊本県に委託している公平委員会の事</p>

■ 合併協定項目確認一覧表 ■

番号	合併協定項目	状 況	主な内容
20	一部事務組合の取扱い	第26回 確 認	<p>務については、合併の日の前日をもって規約を廃し、その事務は新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(5) 次の事務委託及び機関の共同設置については、合併の日の前日をもって規約を廃し、その事務は新市に引き継ぐものとする。なお、合併関係市町村以外の町の事務については、関係町と協議し、合併までに調整する。</p> <p>① 八代市及び坂本村ほか6カ町村との間の八代市立養護学校に就学する学齢児童及び生徒の教育事務 ② 八代地域イントラネットの運用管理に係る事務 ③ 介護認定審査会事務</p>
21	公共的団体等の取扱い	第18回 確 認	<p>公共的団体等の取扱いについては、速やかに新市の一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合が進められるよう調整に努める。</p> <p>(1) 同一あるいは同種の団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。 (2) 同一あるいは同種の団体で、実情により合併時に統合することが困難な団体は、合併後速やかに統合が図られるよう調整に努める。 (3) 同一あるいは同種の団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 (4) 独自の団体は、原則として現行のとおりとする。ただし、新市において均衡が保てるよう調整する。</p>
22	使用料、手数料等の取扱い (保育料、上・下水道使用料、道路占用料、公営住宅等家賃及び一般廃棄物処理手数料(ごみ袋販売手数料)は除く。)	第26回 確 認	<p>使用料、手数料及び実費徴収費については、受益者負担及び公平の原則並びに適正基準を基本に、金額及び施行日等を廃置分合の議決日までに調整する。ただし、特段の事情により調整が困難な使用料については、新市において速やかに調整する。</p> <p>なお、具体的な調整方針は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用料については、同一又は類似するものは統一する。 (2) 手数料及び実費徴収費については、住民の一体性の確保を図るとともに、負担の公平性の原則を基本に、合併時に統一する。</p>
23	各種団体への補助金、交付金等の取扱い	第28回 確 認	<p>(1) 各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来の経緯、実績等に配慮しながらも、公共的必要性、有効性及び公平性を考慮し、補助基準及び金額並びに施行日等を廃置分合の議決日までに調整する。</p> <p>ただし、特段の事情により調整が困難なものについては、新市において速やかに調整する。なお、具体的な調整方針は、次のとおりとする。</p> <p>① 各市町村で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 ② 各市町村の独自の補助金等について ア 新市での必要性及びその後のあり方等を検討し、必要なものについてはその内容等を調整する。 イ 各市町村の実情等を考慮する必要があるものについては、現行のとおりとする。 ③ 他の補助金等に整理統合できるものについては、統合する。 ④ すべての補助金等について、終期の設定及び定期的な見直しを前提とする。</p> <p>(2) その他一般の事業補助などについても上記内容と同様の取扱いとする。</p>
24	新市の慣行の取扱い	第16回 確 認	<p>(1) 新市の市章については、合併時に定める。 (2) 新市の花、木及び鳥については、新市において定める。 (3) 新市の歌については、新市において定める。</p> <p>ただし、現在の市歌及び市町村音頭等については、愛唱歌として伝承していくものとする。</p> <p>(4) 新市の市民憲章については、新市において調整する。 (5) 新市の名誉市民制度については、新市において定める。</p> <p>ただし、現在の名誉市町村民は、新市に引き継ぐものとする。 (6) 新市の各種宣言については、新市において宣言する。 (7) 新市のキャラクター及びシンボルマークについては、新市において調整する。</p> <p>ただし、現在のものについては、当分の間、継承していくものとする。</p>
25	消防団の取扱い	第30回 確 認	<p>(1) 6市町村の消防団は、合併時に統合する。</p> <p>① 6市町村の消防団の団員は、すべて新市に引き継ぐ。</p> <p>なお、分団数については、平成18年3月31日までに再編成し、18年4月1日に新体制へ移行する。</p> <p>② 年間行事については、新市において調整する。</p> <p>(2) 消防防災設備(ポンプ積載車等)及び施設(防火水槽等)については、新市において新たに策定する消防防災整備計画に基づき、全額新市の負担により整備を行う。</p>

■ 合併協定項目確認一覧表 ■

番号	合併協定項目	状況	主な内容
26	消防防災関係の取扱い	第28回 確認	<p>(1) 防災会議については、八代市の例により合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を策定する。なお、新市地域防災計画が策定されるまでの間の、災害発生時の緊急防災体制については、現行の体制を基本とする。</p> <p>(2) 水防協議会については、設置しない。</p> <p>(3) 災害対策本部については、災害対策基本法第23条に基づき、合併時に新市の条例を制定し、設置する。</p> <p>(4) 防災行政無線については、当分の間は現行のとおりとし、災害時の情報伝達等に支障がないよう新市においてシステムの整備統一を図る。</p> <p>(5) 交通災害共済制度については、次のとおりとする。</p> <p>① 現行の交通災害共済制度については、6市町村の区域において現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、現行制度の加入受付については、平成18年3月31日までとする。</p> <p>② 平成18年4月1日以降の新たな交通災害共済制度については、新市において民間に委託する。</p> <p>③ 八代市交通災害共済事業財政調整基金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、八代市交通災害共済加入者の共済見舞金及び交通遺児見舞金の請求に基づく支払い終了後、廃止する。なお、廃止後の基金の取扱いについては、新市において交通安全教育関係事業に活用するよう調整する。</p>
27	国民健康保険事業の取扱い	第36回 確認	<p>(1) 国民健康保険税の課税方式については、平成17年度から3方式（所得割、均等割及び平等割）による均一課税とする。ただし、保険税の税率（医療費給付分、介護納付金分）については、合併までに調整する。</p> <p>(2) 国民健康保険税の納期については、平成17年4月から12期とする。</p> <p>(3) 国民健康保険財政調整基金として、八代市、坂本村、千丁町、鏡町、東陽村及び泉村は、次表の6%欄の額を新市に持ち寄る。ただし、八代市は、さらに次表の1%欄の額を追加し持ち寄るものとする。</p> <p>(4) 坂本村、千丁町、鏡町、東陽村及び泉村は、平成16年度国民健康保険特別会計の繰越金等（持ち寄る基金額のオーバー分も含む）は、そのまま新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(5) 国民健康保険税の税率設定は、次表6%欄の合計額の50%と繰越金等の70%を使用して設定する。 （次表：協議会だより第29号をご覧ください）</p>
28	各種福祉制度の取扱い	第36回 確認	<p>(1) 敬老会については、次のとおりとする。</p> <p>① 敬老会は新市でも引き続き実施するが、その実施方法は市から交付される補助金により、地区（新市における行政区又は校区単位等）での開催とする。</p> <p>② 補助金の算出基礎は、当分の間、平成15年度決算額を基礎として、6市町村均等割30%、75歳（当該年度に75歳に到達する者）以上の人口割70%とする。</p> <p>(2) 乳幼児医療費助成については、次のとおりとする。</p> <p>① 乳幼児医療費助成は就学前までとし、所得制限は設けないものとする。</p> <p>② 4歳児からの自己負担額は、月額通院1,020円、入院2,040円とする。</p> <p>③ 本制度は平成17年8月1日から実施するものとする。ただし、合併前に受けた医療費に対する助成については、6市町村の制度により平成17年10月31日までを申請受付期限とし、支給するものとする。</p> <p>(3) 保育料については、平成17年8月から次表の保育所保育料表により取扱うものとする。なお、多子世帯の保育料については、現行のとおり軽減するものとする。 （次表：付帯意見は協議会だより第29号をご覧ください）</p>
29	介護保険事業の取扱い	第16回 確認	<p>介護保険事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1号被保険者の保険料については、5段階方式で設定し、平成17年度は不均一賦課方式とし、平成18年度から統一する。</p> <p>(2) 第1号被保険者の普通徴収の納期は、平成17年8月から毎月納期とする。</p>
30	社会福祉協議会の取扱い	第16回 確認	<p>社会福祉協議会の取扱いについては、それぞれの事情を尊重しながら統合に向けて調整する。</p> <p>(1) 社会福祉協議会に対する補助については、新市においても引き続き実施するが、補助事業の内容、補助額等については合併までに調整する。</p> <p>(2) 社会福祉協議会に委託する事業については、新市においても引き続き委託するが、委託する事業の内容、委託料等については合併までに調整する。</p> <p>(3) 社会福祉協議会に管理運営を委託する施設については、合併までに調整する。</p>
31	人権啓発に関する取扱い	第28回 確認	<p>(1) 「八代地域人権教育のための推進会議」において策定された「八代地域行動計画」については、現行のとおり新市に引き継ぎ、人権教育及び啓発を推進する。</p> <p>(2) 「男女共同参画行動（推進）計画」を新市において速やかに策定し、男女共同参画を推進する。</p> <p>(3) 5町村の青少年健全育成町村民会議（協議会）は、平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度以降については、新市において調整する。</p>

■ 合併協定項目確認一覧表 ■

番号	合併協定項目	状 況	主 要 内 容
32	上水道（簡易水道）事業の取扱い	第30回 確 認	<p>(1) 八代市及び八代郡生活環境事務組合の上水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において上水道事業のあり方について関係町と協議する。</p> <p>(2) 簡易水道事業については、次のとおりとする。</p> <p>① 八代市、坂本村、東陽村及び泉村の簡易水道事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、東陽村の種山地区及び西原地区簡易水道事業は、合併までに廃止する。</p> <p>② 会計については簡易水道事業会計(特別会計)として合併時に統合する。</p> <p>③ 簡易水道料金については現行のとおりとし、新市において調整する。</p> <p>④ 給水加入金及び給水工事の費用負担については、八代市の例による。</p> <p>(3) 坂本村の板ノ平地区及び生名子地区^{おいなこ}飲料水供給施設については、簡易水道事業に準じて取り扱う。</p>
33	下水道事業の取扱い	第34回 確 認	<p>(1) 八代市及び鏡町の公共下水道事業、千丁町の特定環境保全公共下水道事業、東陽村及び泉村の農業集落排水事業及び浄化槽市町村整備推進事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、会計については事業区分ごとに統合の方向で調整する。</p> <p>(2) 下水道事業の受益者負担金及び使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において審議会を設置し、平成18年度から事業区分ごとに統一するよう調整する。調整に当たっては、受益者負担の原則に沿って行うものとする。</p>
34	市町村立学校の通学区域の取扱い	第21回 確 認	<p>(1) 小中学校の通学区域については、現行を基本として新市に引き継ぐものとし、新市の教育委員会において検討を行うものとする。</p> <p>(2) スクールバス運行区域及び運行内容については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(3) 遠距離通学児童生徒に対する通学補助については、次のとおりとする。</p> <p>① 補助対象者は、八代市立第八中学校、坂本中学校及び東陽中学校に通学する生徒のうち、通学距離が片道6km以上の者の保護者とする。ただし、現行制度で補助の対象となる地区については、当分の間、補助の対象とする。</p> <p>② 補助の額は、路線バス及び鉄道等公共交通機関を利用して通学する生徒の保護者に対しては、当該通学に要する費用とし、自転車を利用して通学する生徒の保護者に対しては、当該通学の用に供する自転車の購入に要する費用とする。ただし、一人1台、25,000円を限度とする。</p> <p>③ 泉村で実施されている休・廃校区児童の就学費補助については、当分の間、現行のとおりとする。</p>
35	学校教育関係事業の取扱い	第23回 確 認	<p>(1) 公立幼稚園の運営は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 新市における学校給食の運営及び学校給食会については、当面、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 育英奨学金の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>① 育英奨学金については、貸付制度として合併までに新たな制度を設ける。 なお、合併の日の前日までに貸付又は給付の決定を受けた者については、現行制度を保障する。</p> <p>② 返済期間を過ぎた未償還金(滞納金)については、合併までに整理するよう努める。</p> <p>③ 育英奨学金貸付審議会(選考委員会)については、八代市の例を参考に新たに設置する。</p>
36	社会教育関係事業の取扱い	第34回 確 認	<p>(1) 文化祭及び文化祭に準ずる行事については、現行の開催単位を基本として実施する。</p> <p>(2) 文化協会については、合併時の統合に向けて調整に努める。なお、統合後は会員の加入促進に努める。</p> <p>(3) 社会体育については、次のとおりとする。</p> <p>① 体育協会については、統合に向けて調整に努める。運営は、協会の自主運営とするよう指導、助言を行う。</p> <p>② 体育指導委員については、スポーツ振興法の規定により新市において設置する。 ア 定数及び任期は現行のとおり新市に引き継ぐものとし、委員の選任については現行の選考方法を基本に合併までに調整する。イ 組織については、合併までに調整する。</p> <p>③ 各種スポーツ行事については、新市の教育委員会及び体育協会において調整する。ただし、現行の八代市校区体育協会及び町村体育協会単位で開催することが適当な行事については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(4) 自治公民館の建設補助については、建設費の2分の1を補助するものとし、補助限度額については、次のとおりとする。</p> <p>① 新築・増築・全面改築の場合 ア 延床面積が50㎡を超え150㎡以内の場合は200万円を限度とする。イ 延床面積が150㎡を超える場合は300万円を限度とする。</p> <p>② 修繕等の場合 20万円以上の修繕等に対して2分の1の補助を行う。補助額は50万円を限度とする。ただし、補助後3年間は同一のものに対する補助を行わない。(当該補助には、エアコン設置、バリアフリー化、合併浄化槽設置等を含む。)</p> <p>(5) 自治公民館の活動助成については、事業内容に応じた助成とし、助成基準については、廃置分合の議決日までに調整する。</p> <p>(6) 条例公民館については、中央公民館及び地区公民館を設置し、管理運営については、合併までに調整するものとする。なお、現在の地区館(坂本村)及び分館(千丁町、鏡町、東陽村及び泉村)は、合併時に廃止する。</p>

■ 合併協定項目確認一覧表 ■

番号	合併協定項目	状 況	主 な 内 容
37	納税関係の取扱い	第28回 確 認	<p>(1) 納税組合については、平成17年度の末日までに廃止する。 なお、平成17年度の取扱いについては、6市町村の区域において現行のとおりとする。</p> <p>(2) 口座振替納税については、新市において推進し、その制度については八代市の例とする。</p>
38	友好姉妹都市・国際交流事業の取扱い	第16回 確 認	<p>(1) 友好姉妹都市事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ただし、合併後、相手の意思を確認し、調整するものとする。</p> <p>(2) 広西壮族自治区北海市との国際交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後改めて調印を行う。海外研修事業及び国際化事業については、新市において調整する。</p>
39	環境保全対策事業の取扱い	第34回 確 認	<p>(1) 浄化槽に関する事業については、生活排水処理率向上に寄与するため、新市において早期に生活排水処理基本計画を策定し、集合処理区域と個別処理区域に分けて実施する。</p> <p>(2) 個別処理は、現行の国及び県の補助制度に沿って浄化槽設置整備事業と浄化槽市町村整備推進事業(以下「市町村設置型」という。)に分けて実施する。</p> <p>① 八代市、千丁町及び鏡町の浄化槽の補助制度は現行のとおり新市に引き継ぎ、その補助制度の統一は新市において平成18年4月1日を日途に調整する。</p> <p>② 坂本村の浄化槽の補助制度は、市町村設置型に移行するまでの間、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(3) 坂本村の下水溝整備事業に対する補助制度は、市町村設置型に移行するまでの間、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(4) 屋内の消毒に用いる薬剤の配布は、廃止する。ただし、住民による自主的な薬剤散布は、八代市及び坂本村の例により合併時に引き継ぐ。また、排水経路等の公の場所における消毒については、八代市の例により新市に引き継ぐ。</p> <p>(5) 公立墓地の使用料及び管理費については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
40	保健衛生の取扱い	第28回 確 認	<p>(1) 検診事業については、次のとおりとする。</p> <p>① 12種類の検診(基本、胃がん、結核、肺がん、子宮がん、乳がん、大腸がん、腹部超音波、前立腺がん、骨粗しょう症、肝炎ウイルス及び歯周病疾患)を実施する。</p> <p>② 基本健康診査の自己負担額は、老人保健法で定めた費用徴収基準額とする。ただし、生活保護法による被保護世帯員と市町村民税非課税世帯員は無料とする。</p> <p>③ 結核検診を除く検診の自己負担額は、合併日以降は検診料の3割程度とし、これらの検診に関わる減免は原則として行わない。</p> <p>④ 大腸がん検診の結果、陰性の者が受診する大腸ファイバー検査の検診料は自己負担とする。</p> <p>(2) 予防接種事業については、次のとおりとする。</p> <p>① ポリオ投与を除いて、原則として指定医療機関における個別接種により実施する。</p> <p>② 15歳までの予防接種の自己負担は、無料とする。</p> <p>③ 高齢者インフルエンザの予防接種については、一部自己負担(在宅者は3,000円を超える額、入院者及び入所者は800円を超える額)とし、生活保護法による被保護世帯員は無料とする。</p> <p>(3) 母子保健事業については、次のとおりとする。</p> <p>① 4か月児、7か月児、1歳6か月児及び3歳児健康診査は、基本的に2か所(八代市及び鏡町)の保健センターにおいて実施する。</p> <p>② 随時の健康相談や母子健康手帳の交付などは、支所又はその他の保健センター(千丁町福祉健康センター及び東陽村地域保健センター)においても実施する。</p> <p>③ 乳幼児健診、歯科検診及び予防接種などの保健事業への医師の協力及び委託料等については、八代市医師会、八代郡医師会及び八代歯科医師会と合併までに調整する。</p> <p>(4) 初期及び二次の救急医療体制については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
41	ごみ収集運搬業務の取扱い	第33回 確 認	<p>(1) 資源物の分別数は、八代市の例により平成17年8月1日から統一する。</p> <p>(2) 不燃物の収集は、平成17年8月1日から実施しない。</p> <p>(3) 一般廃棄物(ごみ)の処理は、南部(八代市及び坂本村)及び北部(千丁町、鏡町、東陽村及び泉村)ブロックに分けて実施する。</p> <p>(4) 一般廃棄物(ごみ)処理手数料については、次のとおりとする。</p> <p>① 有料指定袋の販売価格は、平成17年8月1日より八代市の例とする。ただし、経過措置として6市町村の旧袋は、合併前の市町村内に限り、合併後1年間使用を認める。</p> <p>② 不燃物用の有料指定袋は、平成17年8月1日から販売しない。</p> <p>③ 一般廃棄物(ごみ)の搬入手数料は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>④ 家電リサイクル対象品収集運搬料金及び八代市指定大型ごみ処理手数料は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(5) 有料指定袋の販売経路は、現行のとおり新市に引き継ぎ、流通経費(販売委託料及び手数料)は、八代市の例による。</p> <p>(6) ごみ収集運搬業務については、合併前の収集エリア(6市町村)ごとに委託する。</p>

■ 合併協定項目確認一覧表 ■

番号	合併協定項目	状 況	主 要 内 容
42	病院・診療所運営の取扱い	第18回 確 認	八代市が設置している病院及び泉村が設置している診療所は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
43	農林水産業関係事業の取扱い	第16回 確 認 第30回 確 認	<p>(1) 地籍調査事業については、現行の事業計画のとおり、新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 農業関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>① 農業振興地域整備計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市の計画として取扱い、見直し時期等調整し新市において策定する。</p> <p>② 地域水田農業ビジョン及び水田農業推進協議会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>③ 国県補助事業については、新市においても引き続き実施する。</p> <p>(3) 林業関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>① 市町村森林整備計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市の計画として取扱い、見直し時期等調整し新市において策定する。</p> <p>② 森林施業計画及び森林整備地域活動支援交付金事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>③ 森林整備事業助成制度については、坂本村の例により新市に引き継ぐ。</p> <p>④ 有害鳥獣の防除対策については、坂本村の例により新市に引き継ぐ。</p> <p>(4) 水産業関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>① 各種協議会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、整理統合できるものは、合併までに調整する。</p> <p>② 放流事業については、八代市の例により新市においても実施するものとし、放流量及び種類については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。 ただし、氷川漁業協同組合への補助金は、廃置分合の議決日までに調整する。</p> <p>③ 海面養殖助成制度については、鏡町の水産振興補助金を見直し、廃置分合の議決日までに新たな制度化を図る。</p> <p>④ 栽培漁業振興事業については、従来の経緯、実情を踏まえ、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(5) 農業農村整備関係事業については、現行の計画とおり新市に引き継ぐ。 なお、受益者負担割合は次のとおりとし、平成18年4月1日から適用する。 (次のとおり:協議会だより第27号をご覧ください)</p>
44	商工・観光関係事業の取扱い	第24回 確 認	<p>(1) 商工会議所及び商工会については、新市においても統合整備が図られるよう努める。</p> <p>(2) 観光協会及び物産振興協議会については、合併までにそれぞれ統合整備の方向で調整する。</p>
45	建設関係事業の取扱い	第26回 確 認	<p>(1) 道路占用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、八代市の算定方式により平成19年度から統一する。</p> <p>(2) 都市計画区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、区域変更については都市計画基礎調査の結果を基に検討を行う。</p> <p>(3) 公営住宅等の家賃については、次のとおりとする。</p> <p>① 公営住宅及び従前住宅の家賃については、公営住宅法に基づき新市において決定する。ただし、家賃算定時の利便性係数は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において3年を目途に調整する。</p> <p>② 特定公共賃貸住宅及び改良住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
46	若者定住促進対策の取扱い	第16回 確 認	<p>若者定住促進対策の取扱いは、総合的な観点から調整し、新市において統一して実施する。</p> <p>(1) 定住促進事業の取扱いについては、公共的必要性、有効性及び公平性の観点から見直し、新市において制度化を図るものとする。</p> <p>(2) 現在の住宅開発事業については、新市に引き継ぐ。新たな宅地開発については、新市において、速やかに住宅マスタープラン等に位置づけるものとする。</p>
47	第三セクター等の取扱い	第16回 確 認	<p>(1) 第三セクターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 土地開発公社については、次の手順により合併までに統合する。</p> <p>① 鏡町土地開発公社については、所有する土地を八代市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。</p> <p>② 八代市土地開発公社については、新市において新市土地開発公社として存続させる。</p>

5月 協議会日誌	
2日	第46回企画部会 企画分科会ケーブルテレビ作業部会
6日	第25回農業分科会
9日	第39回介護保険分科会 第42回社会教育分科会 第48回消防防災分科会 企画分科会ケーブルテレビ作業部会 保健分科会・保健福祉環境部会合同会議
10日	FMやつしろ「合併協議会だより」 文化振興分科会文化ホール作業部会 国保分科会作業部会 福祉分科会児童福祉作業部会 第37回林業分科会、第25回水道分科会 第34回スポーツ分科会 介護保険分科会要介護認定作業部会
11日	児童福祉作業部会・乳幼児医療担当者合同 会議 介護保険分科会作業部会 第63回企画分科会、第34回税務分科会 第16回議会監査分科会 第91回財政分科会
12日	第60回幹事会 第27回選挙分科会、第45回環境分科会 第34回下水道分科会 介護保険分科会管理作業部会
13日	保健分科会母子保健作業部会 介護保険分科会要介護認定作業部会
16日	第50回保健福祉環境部会 介護保険分科会要介護認定作業部会
17日	FMやつしろ「合併協議会だより」 広報分科会ホームページ作業部会
18日	第46回保健福祉環境部会 第47回保健福祉環境部会
19日	第61回幹事会 介護保険分科会要介護認定作業部会
23日	介護保険分科会要介護認定作業部会
24日	FMやつしろ「合併協議会だより」 第42回協議会
26日	第62回幹事会 介護保険分科会要介護認定作業部会
27日	第32回広報分科会
30日	介護保険分科会要介護認定作業部会
31日	FMやつしろ「合併協議会だより」

●第43回合併協議会●

*開催期日等は未定となっております。
決定次第、ホームページ・FMやつしろ等でお知らせしていきます。

新「八代市」啓発ポスター完成！！



事務局では「協議会だより」・「エフエムやつしろ」・各市町村に設置してある「八代地域イントラネット・フラスマテレビ」などで、合併に関する情報をお知らせしています。

今回、地域住民のみなさんや熊本県内の方々に新「八代市」誕生をお知らせするため「啓発ポスター」を制作しました。

市役所・役場はもちろんのこと、公共施設など地域の様々な場所に掲示をお願いし、活用して頂く予定です。

これから新市誕生までの間、地域イベントなどに参加し、合併に関する情報を皆さんにお伝えして参りますので、よろしくお願いたします。

●合併に関する問い合わせは

八代地域市町村合併協議会事務局
〒866-8555
熊本県八代市西片町1660番地(八代総合庁舎内)
TEL 0965-33-3111(代表)、0965-33-3328(直通)
FAX 0965-35-0308
Eメール info@8shiro8.net
URL http://www.8shiro8.net

八代市市町村合併推進室	TEL.0965-33-4168
坂本村 総務課	TEL.0965-45-2211
千丁町 総務課	TEL.0965-46-1101
鏡町 総務課	TEL.0965-52-1111
東陽村 総務課	TEL.0965-65-2111
泉村 総務課	TEL.0965-67-2111

エフエムやつしろ



かっぱFM76.5MHz

協議会だより放送中

毎週火曜日 午前9時30分より
再放送同日 午後0時50分頃